令和９年度

消防防災科学技術研究推進制度

体系的番号「JPJ000255」

公募要領

令和８年１１月

総務省消防庁

目次

第1章　消防防災科学技術研究推進制度の概要 4
１　制度の趣旨 4
２　公募対象となる研究課題 4
３　研究開発の実施体制等 5
第2章　応募研究開発課題の申請について 7
１　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募 7
２　申請書類の作成等について 7
３　申請にあたっての留意事項 8
第3章　応募研究開発課題の審査等 12
１　審査等の方針 12
２　審査の観点等 13
３　審査結果の通知 16
４　消防研究センターの施設等の活用について 16
５　委託契約について 16
６　その他 17
第4章　研究開発費等について 18
１　研究費の内訳 18
２　研究費の支払について 18
３　その他 19
第5章　成果の取り扱いについて 20
１　採択研究開発課題の成果報告等について 20
２　研究成果等の報告及び発表 21
３　知的財産権の帰属等 21

別紙1　　重点分野の技術イメージ
別紙2　　令和9年度消防防災科学技術研究推進制度の申請書類作成要領
別紙3　　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について
別紙4　　IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ
別紙5　　政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について
別紙6　　競争的研究費の範囲等について
別紙7　　博士課程学生の処遇の改善について
別紙8　　競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の
　　自発的な研究活動等に関する実施方針
別紙9　　競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針

別紙１０　繰越手続きの書類に関する取扱い
参考１　競争的研究費の適正な執行に関する指針
参考２　研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
参考３　研究活動における不正行為への対応指針

第１章　消防防災科学技術研究推進制度の概要

１　制度の趣旨

「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防防災分野の研究開発における競争的研究費制度※です。消防庁の重点研究開発目標の達成や重要施策の推進のため、消防研究センターにおける直接研究や消防庁の調査検討事業に資する研究開発課題を委託する事業です。

※競争的研究費制度

資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する制度です。

２　公募対象となる研究課題

消防庁では、外部有識者と消防関係者から構成する「消防技術戦略会議」を開催し、今後、消防庁として重点的に取り組む研究開発のテーマと、その推進に向けた取組の方向性をとりまとめた「消防技術戦略ビジョン」を策定しました。

「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的研究費）については、「消防技術戦略ビジョン」※において定める5つの重点分野に関する技術について、継続的に研究開発課題のテーマを掲げ、研究開発課題の公募を行い、重点的な研究開発委託を行うことといたしました。これを踏まえ、5つの重点分野に関する下記の研究課題を募集します。詳細は【別紙１】を参照してください。

※消防技術戦略ビジョン

掲載 URL：https://www.fdma.go.jp/mission/develop/items/r8/r8_bizyon.pdf

（1）対象とする研究開発課題

【重点分野】

重点分野①　AI の活用による高度な判断支援

災害現場等の状況を即時に分析し、迅速・的確な判断を支援することで、被害の最小化と活動の効率化を図る技術。

重点分野②　ロボット・ドローンの活用による活動可能範囲の拡大

現実世界でロボット等を動かす「フィジカル AI」の活用などにより、危険な場所での活動を代替し、隊員の安全を守りながら、持続的な消防活動を可能にする技術。

重点分野③　人間拡張技術の活用による個人の能力向上

身体・認知機能の補助、災害状況の疑似体験を通じた経験の補填により、過酷な環境下でも消防隊員等が安全かつ持続的に活動できる能力を強化する技術。

重点分野④　IoT 技術の活用による連携体制の強化

関係機関と情報をリアルタイムで共有することで、迅速な判断、安全管理、効率

的な活動を支援する技術。

重点分野⑤　CBRNE テロや災害等への備えなど被害の軽減

CBRNE テロや、大規模な地震・林野火災など昨今の災害等を踏まえ、必要となる技術の研究開発及びその運用を通じて、被害を軽減する技術。

（2）申請経費の上限と実施期間

①　フェーズ１（要素技術研究）
　申請上限額：３９０万円
　実 施 期 間：１年（令和１０年３月末まで）

②　フェーズ２（実機開発・検証）
　申請上限額：１，０００万円
　実 施 期 間：１～２年（令和１１年３月末まで）

③　フェーズ３（社会実装検証（現場での活用検証））
　申請上限額：１，５００万円
　実 施 期 間：１年（令和１０年３月末まで）

※　申請上限額は、間接経費、消費税を含む総額です。

３　研究開発の実施体制等

（1）研究開発の実施体制

①　研究開発を実施する者は、研究開発期間中、消防機関又は大学、民間企業、独立行政法人 、国 、地方公共団体等の研究機関等（ 産学官の調査機関 、学会 、NPO 等の機関、団体を含む。以下「 機関等 」という。）に在籍し、提案する研究開発に関して責任を負える者としてください。

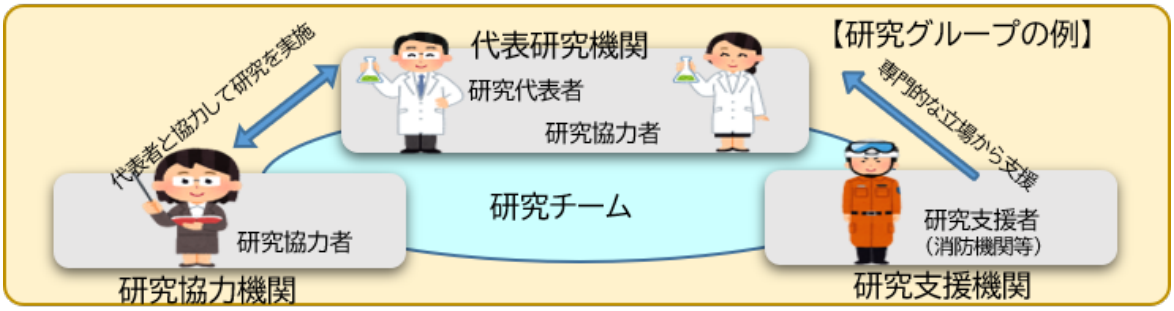
②　本制度における研究開発を実施する者は、以下のとおりとします。

種　別	内　容
研究代表者	研究開発を実施する者のうち代表者１名
研究協力者	研究代表者と協力して研究開発を行い、委託研究費の一部を主体的に使用する者
研究支援者	研究代表者又は研究協力者に対し、専門的な立場から研究開発を支援し、委託研究費を主体的に使用しない者 ※消防本部等のアドバイザーが該当

③　研究代表者は、研究開発期間を通じて、 研究開発課題の遂行に関するすべての責任を負える者とし、研究開発期間中に①の要件を満たさなくなる等（退職等）により、研究代表

者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者が研究代表者となることは避けてください。（原則、研究代表者の変更は認められません。）

④　研究協力者は、協力を行う研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、当該研究開発項目の遂行に責任を負える者としてください。



（2）研究開発の参画

研究代表者、研究協力者又は研究支援者として 、消防機関（消防本部又は消防署）又は地方公共団体の消防・防災を担当する部署（以下、「消防機関等」という。）に所属する者が1名以上参画することが必要です。なお、申請時点で参画する消防機関等を決定する必要はありませんが、契約締結時（4月頃を予定）までに消防機関等を決定し、参画の同意を得る必要があります。

※研究開発を実施するにあたり、複数の消防機関等の参画や幅広く技術者や知財専門家等の研究支援者の参画を求めるようにしてください。

（3）その他

研究代表者が所属する機関等（以下、「代表研究機関」という。）は、次の事項を実施できる体制をあらかじめ構築しておくようにしてください。

① 研究開発課題が採択された場合、代表研究機関が契約の受託者となり、実施計画に則り研究経費を適正に執行するよう厳格な管理を行うこと。

② 代表研究機関がその他の機関等に対し、実施計画に則り研究経費の配分を行う場合は、あらかじめ研究経費の管理等についての取り決めをしておくなど適正な執行が担保されるよう必要な措置をとること。

第2章　応募研究開発課題の申請について

1　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

申請は、研究代表者が行ってください。本制度の申請（新規研究課題）は、すべて府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）による応募のみとなりますので、郵送等による申請は、受け付けておりません。

応募にあたっては、e-Rad へ研究機関及び研究者の登録が必要となります。登録方法についてはポータルサイトを参照ください。＜ https://www.e-rad.go.jp ＞

※研究機関及び研究者の登録手続きに日数（2週間程度）を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きをしてください。

2　申請書類の作成等について

（1）申請書類の作成

研究代表者は、【別紙2】に示す「令和9年度消防防災科学技術研究推進制度の申請書類作成要領」に基づいて申請書類を作成してください。また、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

（2）提出方法・提出期間

① e-Rad による申請書類の提出方法は、【別紙3】に示す「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」をご覧ください。

② 提出期間 【令和8年11月16日（月） ～ 令和9年1月15日（金） 12時（厳守）】

（3）所属機関等の同意書の提出

研究開発実施者(研究代表者、研究協力者、研究支援者)は、以下について、それぞれの所属機関等の同意を得ておく必要があります。また、本制度による研究開発の経理実務については、所属機関等に責任をもって管理していただくこととなります。なお、申請時には、研究に参画する研究機関（研究代表機関、研究協力機関、研究支援機関）の同意書の提出が必要です。

しかし、研究支援者として参画する消防機関等に係る同意書については、応募時に提出する必要はありません。（応募した研究課題が採択された場合は、採択通知後、契約締結までに同意書の提出が必要となります。）

なお、委託契約締結時までに研究倫理教育を実施する意思がない場合、応募はできません。

3　申請にあたっての留意事項

（1）重複申請の制限

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）が、同時に2以上の研究課題の研究代表者となり、申請することはできません。

（2）不合理な重複及び過度の集中の排除

提案書や e-Rad 及び他府省からの情報等により、「不合理な重複」又は「過度の集中」が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合をいいます。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

・その他これらに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

「**過度の集中**」とは、研究者等に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

（3）不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

① e-Rad を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること並びに不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。

② 応募時に、研究代表者・研究分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や e-Rad に記載してください。なお、応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

③ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

ア 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。

イ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関

に照会を行うことがあります。今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容としていただきますようお願いいたします。

ウ　所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

④　研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

誓約は e-Rad で確認させていただきます。詳細は【別紙3】をご覧ください。

⑤　当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、④の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑥　我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。このような状況を踏まえ、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。なお、各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて照会を行うことがあります。

（4）不正使用及び不正受給並びに善管注意義務違反への対応

①　本制度において不正使用及び不正受給並びに善管注意義務違反を行ったために、委託研究契約に基づき委託費の全部又は一部を返還させられた研究開発課題の研究者及びそれに共謀した研究者は、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（【参考1】参照）に従い一定の期間、本制度の研究代表者及び研究協力者になることはできません。なお、不正使用及び不正受給並びに善管注意義務違反の概要は、他府省を含む他の競争的資金担当部門に情報提供しますので、当該研究者の他の競争的資金制度への応募が制限される場合があることに留意してください。

② 本制度により研究開発課題を受託する被配分研究機関等は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（【参考２】参照）を参考にして、研究資金の不正な使用を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制の構築を図る必要があります。

（５）研究上の不正行為への対応

本制度における研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）に対しては、「研究活動における不正行為への対応指針」（【参考３】参照）に従い対処します。また、本制度により研究開発課題を受託する被配分研究機関等は、同指針に基づき、研究倫理教育を実施するなど不正行為を抑止する環境整備に努める必要があります。

（６）再委託の禁止

直接研究内容に関わる業務について、本制度の研究費を使用して再委託することはできません。なお、実施計画において、研究グループ間における研究開発課題の分担と研究経費の配分が明確になっている場合にあっては、再委託には該当しません。

（７）虚偽の記載への対応

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、審査の対象からの除外、採択取り消し又は減額処分がされる可能性があります。

（８）IT 調達に係る申合せへの対応

IT 調達については、「IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（【別紙４】参照）のとおり、サイバーセキュリティ対策およびサプライチェーンリスクへの対応が求められます。さらに、小型無人航空機については、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（【別紙５】参照）において、より明確な方針が示されています。

当該申合せを踏まえ、研究開発に際しては、消防機関への社会実装を見据えた製品開発を進めてください。また、研究期間中には、消防機関が保有する個人情報等を活用する場面が想定されますので、取扱いには十分ご留意ください。

本事業において調達する物品等については、本申合せを踏まえた対応を実施しているのか確認する場合がございますので、あらかじめ十分ご留意ください。

第3章　応募研究開発課題の審査等

1　審査等の方針

(1)審査等の流れ

提案された研究開発課題は、申請内容を踏まえ、以下の流れで審査等を行います。

① 1次審査前の形式審査

ア　採点評価に先立ち、事務局において「提出書類の記載内容」、「過去の採択課題との類似」、「他分野における研究開発の状況」、「市販品等の有無・相違」等について確認を行います。

イ　形式審査において提出書類の不備等がある場合、また、提出書類では不明確である事項がある場合、ヒアリング調査等を行うことがあります。この場合において、不備等が改善されないと認められる場合は1次審査を行わないことがあります。

② 1次審査

全ての提案課題について、本制度のプログラムオフィサー(PO)等により、主として、消防庁の施策推進上の重要性等の技術的・行政的な観点からの審査(採点評価)を行います。

③ 2次審査

1次審査の結果に基づいて一定数に絞り込まれた提案課題について該当する研究領域の専門家により、専門的な観点からの審査(採点評価)を行います。また、「消防庁の施策推進上の重要性」については、行政的視点から消防庁の行政担当者が審査基準に基づき審査(採点評価)します。

(2)課題採択

消防庁は、審査の結果、選定された採択候補課題の中から、消防庁が重要視する政策課題との関係や研究分野の偏り、申請経費等を考慮し、予算の範囲内で、令和9年度の研究開発課題を採択します。

(3)問い合わせ等

① 審査途中における経過等についての問合せには応じられません。結果は、申請者への通知、採択決定の報道発表等によりお知らせします。

② 提出された申請書類等の審査資料は、返還いたしませんのでご了承ください。

２ 審査の観点等

（1）評価方法

① 採点評価（1次審査・2次審査時）の方法

ア 評価者は、（2）に示す評価の観点ごとに、絶対評価によって採点を行うものとします。

イ （2）に示す評価の観点ごとの評価点は、評価結果（点数）の平均値に評価のウェイトを乗じて算出します。

② 意見 ・ コメント等について

ア 評価者は、透明で公正な評価及び提案者の今後の研究活動に寄与する観点からの意見 ・ コメント等を必ず付すものとします。

（2）評価の観点

ア

審査 （技術的 ・ 行政的な観点からの採点評価）

次の観点で書面審査を行います。

評 価 の 観 点		ｳｪｲﾄ
消防庁の施策推進上の重要性	・消防庁の施策推進又は消防研究センターにおける研究開発との整合性及び研究開発への成果活用可能性 ・消防庁競争的資金における研究開発分野の新規性および過去の研究課題との類似性	8
研究開発成果の社会実装可能性等	・消防機関において導入しやすいものとなっているか。 ・消防機関において広く必要とされる技術か。	6
研究開発計画の妥当性	・目標・計画の具体性・明確性 ・研究期間全体のロードマップの明確性 ・研究開発計画の現状と目標段階の妥当性	2
研究実施体制の妥当性	・研究開発を的確に遂行するために必要な実施体制を有しているか ・役割分担、責任体制は適切か	2
申請経費の妥当性	・予算計画における経費削減の工夫等	1
ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽを推進する企業の取組み	・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1 ※1

※1　該当する認定証の写しを PDF 形式で提出してください。

イ　二次審査 （専門的な観点からの採点評価）

研究代表者（原則）に、研究開発課題に関するプレゼンテーション（ 発表時間10分、質疑応答10分 ）を行っていただき、次の観点で審査を行います。

※ プレゼンテーションに出席しなかった場合は、申請を辞退したものとみなします。

※ プレゼンテーションを行うこととなった場合は、プレゼンテーション資料の準備をお願いします。

※ プレゼンテーションは、令和9年2月中旬～3月上旬頃、Web で行います。詳細については、応募締切り後に別途お知らせいたします。

【留意事項】

申請書類の記載及びプレゼンテーション資料の作成は、以下の点に留意してください。

○ 当該研究分野における先行業績や過去の知見等（他者の業績を含む）を丁寧にレビューし、その進捗状況や研究開発動向等を整理する。その上で、研究開発課題として提案する内容がどのように位置づけられ、どのような点が既存の研究より優れているのか、他の研究機関等で実施中の研究開発との間にどのような関連性を有するのかを具体的に説明すること。

○ 研究開発成果がどのように実用レベルで活用・導入されることを想定しているのか、コストや課題の見積もりを含め明確・具体的に説明すること。

○ 予算計画については必要性を具体的に説明すること。

評 価 の 観 点		ｳｪｲﾄ
研究開発成果の社会実装可能性等	・消防機関において導入しやすいものとなっているか ・消防機関において広く必要とされる技術か	4
研究開発計画の妥当性	・目標・計画の具体性、課題の明確性 ・研究期間全体のロードマップの明確性 ・研究開発計画の現状と目標段階の妥当性	4
研究実施体制の妥当性	・研究開発を的確に遂行するために必要な実施体制を有しているか ・役割分担、責任体制は適切か ・申請経費の妥当性	2

消防庁の施策推進上の重要性	・消防庁の施策推進又は消防研究センターにおける研究開発との整合性及び研究開発への成果活用可能性 ・消防庁競争的資金における研究開発分野の新規性および過去の研究課題との類似性	10

3 審査結果の通知

(1)審査結果の通知

審査結果(採択及び不採択)については、評価会における最終審査が終了し、消防庁において採択決定の報道発表日(3月下旬を予定)に、速やかに申請者(研究代表者)に対して通知します。

(2)採択課題の公表

採択課題については、課題名、申請者(研究代表者)の氏名等を消防庁ホームページ等で公表します。

4 消防研究センターの施設等の活用について

(1)採択後、研究代表者からの要請により、消防研究センターとの調整を行った後に、消防研究センターの研究資源(施設等)を利用することが可能となります。

(2)研究代表者が消防研究センターに採択研究内容の全部又は一部を研究分担者として実施させることや、研究代表者が本制度の資金を消防研究センターに使用させることは禁止とします。

(3)消防研究センターの施設の活用については、採択研究課題のすべてが実施できるとは限りません。

(4)研究実施期間中、該当する研究領域の専門家や消防庁の関係課室、消防研究センター、参画消防機関等から構成する「社会実装支援 WG」からの助言による研究の修正や適時の進捗報告が求められる場合があります。

5 委託契約について

(1)契約締結について

委託契約にあたり、評価会における審査結果等を踏まえ、申請時の研究計画や予算計画の修正を求める場合があります。

(2)留意事項

契約に係る必要書類の未提出等により、採択課題発表後1ヶ月以内に契約締結の目処が立たない場合は採択を取り消す場合があります。

６ その他

（１）消防防災科学技術研究推進制度は、中小企業技術革新制度（日本版 SBIR）の対象となっています。この制度は指定された特定新技術補助金等（本制度の委託を含む）を受けて研究開発を行った中小企業者等が、日本政策金融公庫からの特別貸付(低金利)や特許料等の減免、公共調達における入札機会拡大など、様々な優遇を受けられる制度です。当該制度の詳しい内容については、次の URL を参照してください。

○　内閣府　科学技術・イノベーション推進事務局の SBIR に関するホームページ
https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/

（２）研究開発計画を遂行するにあたり、相手方の同意・ 協力を必要とする研究、守秘義務及び個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究、安全保障貿易管理に係る取組を必要とする研究など、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、必ず研究開始前に適切な対応を行ってください。

また、研究開発に関わる共同研究機関や研究者等についても、同様に適切な対応を行うように周知徹底をしてください。

第4章　研究開発費等について

1　研究費の内訳

（1）直接経費

直接経費とは、本制度に基づき研究開発を実施するために、直接必要な経費を指します。（【別紙6】参照）

博士課程学生が研究に参加する場合の処遇について別途指針があります。（【別紙7】参照）

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」について別途指針があります。（【別紙8】参照）

（2）間接経費

① 間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、本制度に基づく研究開発の実施に伴う研究機関等の管理等に必要な経費として、被配分機関等が使用する経費を指します（【別紙9】参照）。

② 間接経費は、直接経費の 30%を上限とする額としてください。

③ 間接経費の執行に関しては、【別紙9】を基本に、本制度に基づく研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当することとし、被配分機関等の長の責任の下で適正に執行管理してください。

④ 間接経費の運用状況については、交付翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により報告いただく必要がありますのでご留意ください。

2　研究費の支払について

（1）研究費の支払時期

① 今回の公募に対する研究費の額の決定及び交付は、採択決定後となります。

② 研究費の支払いについては、原則各年度末に委託契約の実績報告書を確認した後の精算払いとなります。ただし、経費の性質上、概算払いをしなければ当該委託研究の進捗に影響を及ぼす場合は、所定の手続きを経て支払が適当と判断された場合に、概算払いが可能となります。

（2）研究費の繰り越し

研究開発を実施する者において予想しなかった止むを得ない事由により、研究開発が契約期間中に完了しない見込みとなった場合に、審査で認められれば、研究開発委託費の一部を翌年度に繰り越すことができます。詳細な手続きは【別紙10】を参照ください。

３ その他

採択時の研究開発費の配分額は、審査結果等を踏まえ、申請額から一定割合を査定（減額）する場合があります。

第5章　成果の取り扱いについて

1　採択研究開発課題の成果報告等について

この研究開発により得られた成果及び交付を受けた研究費の使用実績については、研究期間終了までの毎年度及び研究期間終了後に、必要な報告を行わなければなりません。また、研究報告をする際に、英文による概略等を添付していただく場合があります。

消防庁は、報告のあった成果を関係機関へ情報提供するとともに、ホームページ等に公表できるものとします。

（1）中間報告の実施

委託期間内において研究の進捗状況、交付を受けた研究費の使用状況・備品購入履歴等を消防庁が別途定める様式により報告していただくことがあります。また、消防庁職員が直接研究機関等を訪問し、確認をする場合があります。（11 月頃を予定）

（2）研究成果報告書の提出

すべての研究開発課題において、研究終了後に成果をまとめた研究成果報告書（電子データ）を提出していただきます。また、実施報告として、e-Rad へ会計実績、研究成果等の登録を行っていただきます。なお、最終年度の研究成果報告書には、研究開発期間全体を通した成果を記載し、新聞、図書、雑誌論文等により発表した関係資料についてもできるだけ添付してください。また、本制度に定める研究成果報告書とは別に、研究開発の成果を編冊したものを作成している場合には、提出していただきます。

（3）研究成果報告会の実施

研究期間が終了した研究開発課題に関しては、研究成果報告書の提出後、研究成果の報告発表を行っていただきます。研究成果報告会では研究成果報告書に記載いただいた内容をもとに、本制度による研究成果を発表していただきます。成果報告会実施後に終了評価を実施し、その評価結果を研究代表者に通知します。（研究成果報告会は委託契約期間後に実施します。）

（4）研究開発終了時のフォローアップ

研究開発終了後数年以内に、その後の波及効果や活用状況等に関する追跡調査を実施し評価します。この評価結果についてはホームページ等で公表できるものとします。

２ 研究成果等の報告及び発表

（1）この研究により得られた研究成果については、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に研究成果の公開 ・ 普及に努めてください。

また、消防庁では研究成果をとりまとめ、各種展示会等へも積極的に参加することにしております。

（2）新聞、図書、雑誌、論文等による研究成果の発表に際しては、本制度による成果であることを必ず明記し、公表した資料については消防庁に提出してください。

（3）委託研究終了後に研究成果が社会実装された場合は、事務局までお知らせ願います。

【例示】

（和文）本研究は、消防庁の「消防防災科学技術研究推進制度」JPJ000255 の〇〇年度委託研究として実施。

（英文）This work was supported by Fire and Disaster Management Agency Promotion Program for Scientific Fire and Disaster Prevention Technologies Program Grant Number JPJ000255.

３ 知的財産権の帰属等

この研究により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、次に掲げる要件を了承する場合は、発明者（研究代表者、研究協力者、研究支援者）に帰属することが可能です。

（1）研究開発により得られた特許、実用新案登録、意匠登録等を出願若しくは取得した場合、又は実施権を設定した場合は、消防庁長官に報告すること。

（2）消防庁が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を消防庁に許諾すること。

（3）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、消防庁が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

（4）当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利（特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権）の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ消防庁長官の承認を受けること。ただし、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として、産業技術力強化法施行令（平成12年4月19日政令第206号）第2条第3項に規定する場合を除く。

（5）消防庁は、特許等の出願・登録状況を自由に公表できること。また、この事業により得られた知的財産権（知的財産権を受ける権利を含む。）の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に消防庁長官の承認を受けなければならない。なお、この研究開

発が、研究代表者等が所属する機関等の承認の下で行われている業務（公務）の一部である場合には、取得した知的財産権を当該所属機関等における規定（職務発明規程等）に基づき、当該所属機関等に承継させることができる。